

問5 一人暮らしでめったに外出しない消費者に対して、何十着もの着物を販売するような場合は、過量な内容の消費者契約の取消しが認められるのですか。

(答)

1. 過量な内容の消費者契約に関する規定は、
- ・消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常  
の分量等<sup>(注1)</sup>を著しく超えるものであることを
  - ・勧誘の際に事業者が知っていた場合において、消費者が、その勧誘に  
よって当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときに  
取り消すことができることとするものです。

(注1) 消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等を指すものです。

2. 設問のように、一人暮らしでめったに外出しない消費者に対して、何十着もの着物を販売する事例では、
- ・一人暮らしでめったに出掛けない消費者にとっては、せいぜい数着の  
着物を所持していれば生活をする上で足りるはずであり、何十着とい  
う分量は当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるもので  
あり
  - ・事業者が、そのことを知りながら勧誘をして販売したのであれば、  
取消しが認められる<sup>(注2)</sup>と考えられます。

(注2) 同様に、

- ・消費者に対して、同じ健康器具を何台も販売する事例
  - ・消費者に対して、摂取しきれないほどの大量の健康食品を販売する事例
- においても、事業者が、当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知りながら、勧誘をして販売したのであれば、取消しが認められると考えられます。

## 過量な内容の消費者契約の取消し(法第4条第4項)

### 条文(概要)

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常分量等

(過量な内容であること)

(消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等)

を著しく超えるものであること

を知っていた場合において、

○その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、

これを取り消すことができる。(前段)

(※)消費者が既に同種の契約を締結していた場合は、その契約の目的となるものの分量等も合算して、過量かどうかを判断する。(後段)

### ポイント①

事業者が、勧誘の際に、**過量であることを知っていた**場合が対象



- ・事業者が消費者の生活の状況等を知らない場合には適用されない。
- ・消費者の生活の状況等を調査する義務はない。

### ポイント②

過量性の判断の基礎事情

- (1) **内容** … 性質、性能、大きさ、用途等  
(例) 缶詰と生鮮食品
- (2) **取引条件** … 価格、景品類提供の有無等  
(例) 100円の商品と高価品、大量購入で割引
- (3) **消費者の生活の状況** … 一時的なものも含む  
(例) 世帯構成人数、友達が遊びに来る  
(※)「契約の締結を必要とする特別の事情」(特商法)はこの要件に取り込まれる(消費者が立証)。
- (4) (3)についての**消費者の認識**  
(例) 1か月後の友達の来訪予定を翌日と勘違い

### ポイント③

事業者の勧誘と意思表示との間に**因果関係が必要**



- ・消費者が自らレジに持参したり、自ら注文したりした場合は対象外